

# 川北町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

## 川北町産業経済課より大切なお知らせ

2 0 1 9 年 1 0 月 1 日 より  
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 は  
5 年 ご と の 更 新 が 必 要 に な り ま す

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

| 指定を受けた日              | 初回更新までの有効期間               |
|----------------------|---------------------------|
| ～H15. 3. 31          | 2019年9月30日～2021年9月29日（2年） |
| H15. 4. 1～H19. 3. 31 | 2019年9月30日～2022年9月29日（3年） |
| H19. 4. 1～H25. 3. 31 | 2019年9月30日～2023年9月29日（4年） |
| H25. 4. 1～R 1. 9. 30 | 2019年9月30日～2024年9月29日（5年） |

- 申請に必要な書類については  
川北町HPにてダウンロードできます。

川北町産業経済課  
TEL：076-277-1124